

■岐阜県内市町村等における妊娠4か月（12週）未満の死胎の火葬に関する取扱状況（令和6年10月1日現在）

市町村等	①妊娠4か月未満の死胎の火葬許可証の発行の可否	②管内の火葬場における妊娠4ヶ月未満の死胎の火葬の可否	③妊娠4か月未満の死胎の火葬後の遺骨等の利用者への返却
	○：火葬許可証を発行、×：発行不可能	○：可能（当該死胎単体で火葬）、△：可能（他の産汚物等と合同で焼却）、×：不可能	○：利用者に返却、×：火葬場で処分
岐阜市	医師の死産証書を添付した死産届書及び火葬許可交付申請書が提出されれば発行している	○	予約の受付時と申込時に取骨の希望を確認しており、取骨を希望した場合は遺骨が残らない場合があることを説明し、了承を得た上で火葬を行っている。
大垣市	発行の依頼を求められたケース自体がないが、発行を求められた場合には死産証書やそれに類する証明書が必要と考えられる	○	要望に応じて遺骨を返却する対応自体は可能と考えられるが、通常の火葬炉では炉内での配置等を工夫し、妊娠4か月以上の死胎児を火葬しても遺骨が残らない場合も多く、妊娠4か月未満の死胎児ではほとんど場合で返却するだけの遺骨自体が残らないと考えられる
高山市	取扱の事例はないが、医師の死産証書を添付した死産届書が発行されれば、発行することを検討	通常は他の産汚物等と合同で火葬するが、利用者の求めがあるときは単体で火葬	遺骨が残る場合であって、利用者の求めがあるときは返却
多治見市	発行の依頼を求められたケース自体がないが、発行を求められた場合には死産証書とともに死産届が提出されれば発行することも可能	○	遺骨の返却希望を確認して対応しているが、遺骨が残らない場合もあることを了承していただいて火葬を実施している
関市	発行していない	○	○
中津川市	×	○	○
美濃市	今のところ事例がない	利用者の要望に出来る限り対応したい	利用者の要望に出来る限り対応したい
瑞浪市	○	○	希望する方には返却することが基本と考えているが、遺骨が残らないケースもあり、そのことを伝えて火葬を行っている
羽島市	×	△	×
恵那市	○	○	○
美濃加茂市	これまで取扱の事例がない。医師の死産証書を添付した死産届書発行されれば、発行することを検討する	火葬場なし（可茂衛生施設利用組合（可茂聖苑）にて回答）	
土岐市	○	○	○（遺骨が残らないかもしれない事を火葬前に了承いただいた上で、遺族の希望に沿った対応を行っている）
各務原市	○	○	×（火葬後に残らないため）
可児市	×	火葬場なし（可茂衛生施設利用組合（可茂聖苑）にて回答）	
山県市	×	火葬場なし（岐北衛生施設利用組合（岐北斎苑）にて回答）	
瑞穂市	○	○	○
飛騨市	×	○	○
	死産児に係る火葬許可証は、死産証明の提出がなされて発行している。死産証明は妊娠4か月未満の死胎については病院にて発行されないため、火葬許可証の発行はしていない	遺族が火葬を望む場合は、火葬場使用許可書を発行して火葬を行う	遺骨が残らない場合があるが、遺族の希望に沿った対応を行う
本巣市	取扱の事例がないが、医師の死産証書を添付した死産届書発行されれば、発行することを検討する		
郡上市	○	○	○
下呂市	×	○	○
	死産児に係る火葬許可証は、死産証明の提出がなされて発行している。死産証明は妊娠4か月未満の死胎については病院にて発行されないため、火葬許可証の発行はしていない		
海津市	○	○	○
	取扱いの事例はないが、医師の死産証明書を添付した死産届が提出されれば発行する		遺骨が残らない場合もある事を了承していただき、遺族の希望に沿った対応をしている
岐南町	医師の死産証書を添付した死産届書ある場合のみ発行している		
笠松町	○	○	○
養老町	これまで事例はないが、医師からの死産証書や診断書等が発行されれば、火葬許可証の発行は可能である。	○	妊娠4か月以上の死胎であっても、遺骨は残りにくいのが現状。4か月未満となると返却できるほど遺骨が残る可能性がかなり低くなり、遺骨として取り扱うことが困難であると思われる
垂井町	死産届の対象外であり、火葬許可証は発行していない。事例がないため要検討とする	○	遺骨が残る場合であって、利用者の求めがあるときは返却する
関ヶ原町	近年、申請事例がなく取扱要領もない	○	×（焼骨が残らないと考えられるため）
神戸町	○	○	○
	取扱いの事例はないが、医師の死産証明書を添付した死産届が提出されれば発行する		遺骨が残らない場合もある事を了承していただき、遺族の希望に沿った対応をしている
輪之内町	事例がない	○	希望があれば遺灰は返却するが、遺骨は困難である
安八町	4か月未満の死産届の事例がなく、発行したことがない	○	遺骨（遺灰）が、残らないかもしれない事をお伝えし、希望されれば返却し、希望されなければ処分する
揖斐川町	今まで事例はないが、死産証書や医師の診断書、証明書等があれば発行することが可能である	火葬場なし（揖斐広域斎場（揖斐広域連合）にて回答）	
大野町	死産証書や医師の診断書、証明書等があれば発行することが可能である		
池田町	○		
北方町	過去に例はないが、今後申請があれば医師の診断書等で墓地・埋葬等に関する法律施行規則第4条に規定する火葬許可証を発行する予定		
坂祝町	事例がないため要検討	火葬場なし（可茂衛生施設利用組合（可茂聖苑）にて回答）	
富加町	事例がないため要検討		
川辺町	事例がないため要検討		
七宗町	事例がないため要検討		
八百津町	事例がないため要検討		
白川町	事例がないため要検討	○	希望があれば返却（遺骨が残らない場合もあることをお伝えしている）
東白川村	○		
御嵩町	事例がないため要検討	火葬場なし（可茂衛生施設利用組合（可茂聖苑）にて回答）	
白川村	○	○	選択式
岐北斎苑（岐北衛生施設利用組合）		○	○
揖斐広域斎場（揖斐広域連合）		○	○
可茂聖苑（可茂衛生施設利用組合）		○	○